

## 板柳町保育の入所に関する事務取扱要領

第1条 この要領は、板柳町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成22年板柳町条例第4号）に規定する、保育の実施基準に基づいて行う保育所等への入所にあたって、適正公正を期するとともに入所の統一性を確保するため、具体的な保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 保育の実施基準は入所を希望する児童の父母の状況が別表「板柳町優先保育の基準表」（以下「基準表」という。）のいずれかに該当する場合で、かつ同居の親族等が児童を保育することができない場合に保育所等への入所を承諾することができる。

第3条 入所の承諾にあたっては、「基準表」に基づき保護者等から事実を確認できる書類を徴しなければならない。

第4条 利用希望が定員を超えた保育所等については選考を実施する。

第5条 選考方法は、次のとおりとする。

### （1）優先順位の設定

#### ① 基準点数

父母の保育を必要とする事由・状況に応じて点数を設定し、父母それぞれの点数の合計を基準点数とする。父母がいない場合には、その他の保護者の状況を基準点数とする。

#### ② 調整点数

世帯、児童、兄弟姉妹等の状況に応じて加点する。

#### ③ 選考点数

基準点数＋調整点数

### （2）利用調整方法

① 「選考点数」が高い児童から利用調整を行う。

② 「選考点数」が同点の場合、「基準点数」の高い児童から利用調整を行う。

2 選考にあたっては、前項のほか、家庭環境、その他の状況を十分勘案するものとする。

第6条 入所の承諾は「基準表」に基づき審査し、その結果により町長が承諾するものとする。

## 附 則

この要領は令和3年6月17日から適用とする。